

岡山県中小企業省エネ設備更新補助金のご案内

原油、電気、ガス及び原材料価格が高騰していることにより、価格転嫁が困難な中小企業の経営を圧迫していることから、物価高騰下でも利益を確保するためには、コストを削減する必要があります。中小企業の競争力強化を支援するため、エネルギー消費を抑制する省エネ設備への更新を行う県内中小企業に対し、必要な経費の一部を補助します。

- 補助対象者 : 県内に主な事業所等を有する中小企業
- 補助限度額 : 上限500万円、下限50万円
- 補助率 : 1/2以内
- 補助対象経費 : 省エネ設備等購入費、省エネ設備設置工事費
- 補助対象設備 : 生産設備やサービスを提供するために必要な省エネ設備
(既存設備の更新に限定)

1事業者1回限り

主
な
対
象
設
備
例



業務用給湯器



高性能ボイラ



高効率空調



工作機械



プレス機械

照明設備
(LED照明含む)

冷凍冷蔵設備



厨房機器



プラスチック加工機械



フォークリフト 等

※既存設備と更新設備を比較して、機械・設備メーカー又は納入業者等によって省エネルギー効果又は高効率効果が5%以上見込まれると証明された設備が対象です。

申請受付期間

令和4年7月15日(金) 8:30予定～ 11月30日(水) 17:00

※先着順、予算(8億3,750万円)に達した場合、受付終了の予定であり、申請状況により11月30日より早めに終了する場合があります。

申請の流れ

ステップ1

HPで要項確認

ステップ2

見積書等必要書類の準備

ステップ3

応募フォームから申請

ステップ4

受付メール通知で申請完了

専用サイト
QRコード

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です



※申請受付は応募フォーム(<https://www.okachu.or.jp/shoene/>より)のみとなります。

※応募フォーム入力にあたってサポートが必要な方は、設備設置場所のお近くの商工会議所、商工会にご相談ください。

お問い合わせ先

※裏面もご確認ください。



岡山県中小企業団体中央会

省エネ設備更新補助金受付係

電話 : 086-237-1755 (平日 : 8:30～17:00) e-mail : shoene@okachu.or.jp

■ 申請受付期間：令和4年7月15日(金) 8:30予定～11月30日(水)17:00

※先着順、予算に達した場合、受付終了の予定であり、申請状況により11月30日より早めに終了する場合があります。

■ 事業実施期間：交付決定日～令和5年1月31日(火)まで

※事業期間内に納入・支払が完了しないものは対象となりません。

※申請時に事前着手届を提出した場合、受付日以降に事前着手できますが、審査の結果、対象経費とならないこともあります。



※補助金のお支払いは事業完了後、実績報告の提出に基づく現地検査・補助金額の確定を行った後となります。

留意事項

※同一設備は『エネルギー効率化・新事業展開等による生産性向上支援事業補助金』（岡山県事業）への同時申請はできません。

※本事業の補助対象者は、岡山県内に主な事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人であり、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- (1) 令和4年4月1日以降に創業又は開業した中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (3) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (4) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (5) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (6) 県税に未納がある者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている者
- (8) 財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業者でない者
- (9) 日本標準産業分類に基づく次のいずれかの事業を行う者
 - ・ (A) 農業、林業
 - ・ (B) 漁業
 - ・ (P) 医療、福祉（(835)療術業及び(836)医療に附随するサービス業を除く）
 - ・ 次のいずれかのサービス業
 - (7291)興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）、(7661)バー、キャバレー、ナイトクラブ、(7999)易断所、観相業、相場案内業、(803)競輪・競馬等の競走場、競技団、(8063)マージャンクラブ、(8064)パチンコホール、(8094)芸芸業、(8096)場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、(9299)集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）、(93)政治・経済・文化団体、(94)宗教、(95)その他のサービス業、(96)外国公務

※平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。かつこ内の英字・数字は分類符号。

※次の経費は対象外となりますのでご注意ください。（詳細は要項をご確認ください）

- (1) 設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- (2) 消耗品（取得価格の単価が税抜10万円未満又は耐用年数1年未満のもの）
- (3) 設備等のリース・レンタルに要する経費
- (4) 中古品の購入に要する経費
- (5) 既存設備の改良・改修に要する経費
- (6) 申請者の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内の親族が経営する会社等）又は代表者の親族から購入等した経費
- (7) 自動車等車両（道路運送車両法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）
- (8) 太陽光発電設備
- (9) 事務所に設置される設備や兼用設備
- (10) 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費